

第 7 号議案

府中市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市手数料条例の一部を改正する条例

府中市手数料条例（平成12年3月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額		別表（第2条） 手数料を徴収する事務及びその手数料の名称及び単位・金額	
1～4 省 略		1～4 省 略	
5 審査事務関係		5 審査事務関係	
番号	事務	名称	単位・金額
省 略			
17	<u>要除却等認定マンション</u> の建替えにより新たに建 築される <u>マンション又は</u> <u>要除却等認定マンション</u> の更新がされる <u>マンショ</u> ンの容積率又は各部分の 高さに関する特例の許可 の申請に対する審査	<u>要除却等認定マンション</u> の建替えにより新たに建 築される <u>マンション又は</u> <u>要除却等認定マンション</u> の更新がされる <u>マンショ</u> ンの容積率又は各部分の 高さの特例許可申請手数 料	1件につき 160,000 円
省 略			
備考 省 略		備考 省 略	
6 省 略		6 省 略	

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。